



県 紋 章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年 8 月 27 日 (火) 第 9727 号

目 次

ページ

告 示

- 令和 2 年度及び令和 3 年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示 (会計課) 2
- 平成 31 年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示の一部改正 (同) 7

選挙管理委員会告示

- 病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正 7
- 身体障害者支援施設または保護施設の長が不在者投票管理者となるべき施設の指定の一部改正 8

■ 告 示

◎群馬県告示第106号

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2、第180条及び第190条の3の規定に基づき、令和2年度及び令和3年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約（工事請負並びに設計、測量及び地質調査の委託を除く。以下「物件の製造等の契約」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、令和元年10月1日から施行する。

なお、平成31年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（平成31年群馬県告示第64号）は、令和2年3月31日限り廃止する。

令和元年8月27日

群馬県知事 山本 一 太

1 物件の製造等の契約の種類

物件の製造等の契約の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	大分類	小分類
物品の製造	印刷	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷
	地図・航空写真	地図製作、図面製作、写図、航空写真、その他の地図・航空写真
物品の販売	事務機器	事務用品、鋼製 ^{じゆう} 什器、事務用家具、和洋紙、印章、OA機器、その他の事務機器
	教育機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、教育用家具、その他の教育機器
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト
	理化学医薬・保健機器	理化学機器、計測機器、実験機器、測量機器、医療機器、X線フィルム、光学機器、介護用機器、AED、その他の理化学医薬・保健機器
	薬品	医療用薬品、工業用薬品、農業用薬品、動物用薬品、ガス類、衛生用品、その他の薬品
	電気・通信機器	電気器具、放送・通信用機器、家電製品、家電消耗品
	産業用機械	産業用機械、建設用機械、工作用機械
	農林業用機器	林業用機器、農業用機器
	農林業用用品	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他の農林業用用品
	車両類	自動車、二輪車、特殊自動車、自転車、自動車部品、タイヤ、船舶、ぎ装、消防用自動車、救急用自動車、軽自動車、警察用自動車、その他緊急自動車
	燃料類	ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、石油器具、その他の燃料類

	厨房機器	調理台、流し台・洗面台、給湯器、調理機器、厨房用食器、ガス器具、その他の厨房機器
	食料品	食料品、茶、学校給食用食材
	運動用品	運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動設備品、その他の運動用品
	音楽用品	楽器・楽譜、レコード・音楽CD等、その他の音楽用品
	百貨店	ギフト製品・百貨
	繊維製品	制服、作業服・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他の繊維製品
	室内装飾品	カーテン、じゅうたん、ブラインド、椅子カバー、どん帳、暗幕、テント、シート類、家具類、木工製品製造、その他の室内装飾品
	写真	写真機、撮影機、映写機、フィルム、写真材料、DPE、マイクロ写真機、青焼き、カラーコピー
	記念品・時計	記章、カップ・トロフィー・楯、記念品、時計、貴金属、旗
	荒物雑貨	家庭金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム・ビニール製品、陶磁器、作業靴、皮革製品、洗面・衛生用品
	看板・展示品	看板・掲示板、横断幕、模型、ステッカー類
	道路標識	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯
	工事用材料	アスファルトコンクリート、木材、建築金物、工具、塗料、生コン・セメント、砕石・砂利、仮設資材、電線、その他の工事用材料
	コンクリート製品	ヒューム管、パイル、道路・下水道用品、陶管、PC板、ブロック、その他のコンクリート製品
	鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
	警察・消防用品	鑑識用機材、警察用品、防災用品、消防ポンプ、ホース、消火器・消火器薬剤、救急用機器、消防用機器、消防用被服、備蓄食料、その他の警察・消防用品
	水道用品	水道用特殊部品、水処理薬剤、資材、水道メーター、その他の水道用品
	特殊物品	清掃工場用物品、選挙用品、斎場用物品、美術品、ペット用品、大型遊具、その他の特殊物品
	電力	電力(販売)
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、除草、樹木剪定、管渠清掃、道路・水路清掃、下水道維持・管理、浄化槽清掃、沈澱槽・分離槽清掃、除雪、その他の清掃
	警備・受付・案内	有人警備、交通誘導、機械警備、プール監視、施設受付・案内
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等、シロアリ、松くい虫、くん蒸、その他の消毒・害虫等駆除
	保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通

		信・放送設備、舞台装置、昇降機、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、浄化槽管理、自動ドア、医療機器、シャッター設備、その他の機械設備、その他の保守管理
	クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネンサプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒
	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処分、その他の廃棄物処理
	運搬業務	旅客運送、貨物運送、旅行企画、倉庫、美術品運搬、その他の運搬業務
	情報処理	システム開発・保守、データ作成・入力、その他の情報処理
	検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究(シンクタンク)、測量、文化財調査、アンケート調査、漏水調査、財務分析、その他の検査・分析・調査
	イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営、会場設営・撤収、デザイン、ビデオ作製、番組の企画・制作、映像音響ソフト制作、ホームページ制作、広告代理、看板標識作製・設置、写真・マイクロフィルム、文化財等複製作製、その他のイベント・企画・デザイン・制作
	研修・講習	研修・講習
	事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務・業務、速記、議事録調製業務、封入封緘業務、その他の事務処理
	人材派遣	一般労働者派遣、特定労働者派遣
	リース・レンタル	事務用機器、電算システム、産業・建設機器、動植物、情報機器、イベント用品、自動車、医療機器、ボイラー機器、その他のリース・レンタル
	医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他の医療福祉
	車両整備	自動車整備、機械整備
	その他	ピアノの調律、畳関係、自動車保険、損害保険、森林整備、料金徴収、翻訳、通訳、その他の業務
	再生資源化	再生資源化
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ビン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、自動車、自転車、電気・電子機器、その他の資源回収
	電力	電力(購入)

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、5により申請を行い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類について資格審査を受け、資格を有すると認められた者(以下「資格者」という。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)

む。)の規定に該当することにより資格を付与しないこととされた期間を経過しない者

(3) 納付すべき税に未納のある者

3 審査項目

(1) 申請を行う日(以下「審査基準日」という。)の直近2年間の各事業年度(個人にあつては、各事業年)における物件等の年平均の生産額又は販売額

(2) 審査基準日の直前の事業年度(個人にあつては、事業年)の決算(以下「直前決算」という。)における自己資本金額

(3) 審査基準日の前日における従業員数

(4) 物品の製造に係る事業を営んでいる者にあつては、直前決算における機械設備等の額(機械装置類、運搬器具、工具その他備品の合計額)

(5) 直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの)

(6) 審査基準日の前日までの営業年数

4 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、物件の製造等の契約の種類に従い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類を審査した結果を総合的に勘案して決定するものとする。

5 申請の方法 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)を使用し、物件等競争入札参加資格審査申請(以下「電子申請」という。)を知事に行わなければならない。

6 申請の受付期間 令和元年10月1日(火)から同月31日(木)までとする。

7 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

なお、様式は、群馬県ホームページに掲載されている令和2・3年度物品役務の競争入札参加資格申請に係る個別添付書類様式集(定期申請)に掲載されているものを使用すること。ただし、同様式集に掲載されていない書類の様式は、任意とする。

(1) 法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては市町村長が発行した身分証明書(審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。)

(2) 納税証明書(審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の県内市町村に申請する場合は、申請する市町村の市町村税に関するものを含む。)

(3) 財務諸表(審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもので、法人の場合のみ提出する。)

(4) 確定申告書等の写し(審査基準日の直近2年間の各事業年に関するもので、個人の場合のみ提出する。)

(5) 営業に必要な許可、認可又は届出を必要とする場合は、これを証明する書類の写し

(6) ISO認証を取得している場合は、登録証の写し

(7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任状

(8) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任通知書

(9) 暴力団排除に関する誓約書

(10) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定による障害者雇用義務がある場合は、障害者雇用状況報告書(所管公共職業安定所の受付印が押されたもの)の写し

(11) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定による障害者雇用義務がない場合は、障害者雇用に関する申告書

(12) 従業員数が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第4項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったも

のは、一般事業主行動計画策定・変更届（所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に申請日が含まれたもの）の写し

(13) 群馬県いきいきGカンパニー認証制度の認証を受けた者は、群馬県いきいきGカンパニー認証書の写し（認証書の認証期間に申請日が含まれたもの）

(14) 群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で群馬県環境GS認定制度の認定を3年以上継続して受けたものは、環境GS認定制度認定書の写し

(15) 群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者でエコアクション21認証・登録制度の認証・登録を受けたものは、エコアクション21認証・登録証の写し

(16) 職員又は役員に消防団員がいる場合は、消防団在籍に関する証明書

(17) 従業員が300人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第7項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届（所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に申請日が含まれたもの）の写し

8 電子申請及び添付書類に使用する言語等

(1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、使用可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。

(2) 7(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。

なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。

なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

9 資格審査の結果の通知 知事は、資格審査の結果、認定を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。

10 資格の有効期間 資格の有効期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。

11 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。

なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち関係する書類を提出するものとする。

(1) 営業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 所在地又は住所を変更したとき。

(3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。

(4) 商号又は名称を変更したとき。

(5) 代表者の変更があったとき。

(6) 代理人の変更があったとき。

12 資格の取消し等 知事は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後3年間で限度として資格を付与しないことができる。資格を取り消された者又は資格の付与がない者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。

(1) 営業を廃止し、又は休止した者

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
- (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
- (4) 物件の製造等の契約の履行に当たり、故意に物件の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (5) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員職務の執行を妨げた者
- (8) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (9) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 13 資格の取消し等の通知 知事は、12の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。
- 14 申請情報の取扱い
- (1) 各申請者から申請された内容(以下「申請情報」という。)については、資格審査後、その一部(本社又は委任先営業所の基本情報(商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号)、営業品目及び等級区分)について公開する。
- (2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。

◎群馬県告示第107号

平成31年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示(平成31年群馬県告示第64号)の一部を次のように改正する。

令和元年8月27日

群馬県知事 山本 一 太

6中「随時」を「平成30年4月1日から令和元年9月13日まで」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第36号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示(昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

令和元年8月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本 修平

表2の項中「地域密着型特別養護老人ホーム ふじみのさと 同 富士見町小沢207番地1」を「地域密着型特別養護老人ホーム ふじみのさと 同 富士見町小沢207番地1 に、「特別養護老人ホーム愛の里 総社町総社3051番地4」 同 新田市野井町145番地1」を「特別養護老人ホーム愛の里にった(ユニット型) ケアハウス ところ 同 新田市野井町145番地1 同 細谷町70-6」に改める。

◎群馬県選挙管理委員会告示第37号

身体障害者支援施設または保護施設の長が不在者投票管理者となるべき施設の指定(昭和43年群馬県選挙管理委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

令和元年8月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

表1の項中 「東毛会はるかぜ荘 障害福祉サービス事業所ベテル グレイスホーム 太田市東金井町819番地 渋川市渋川4418 同 渋川4417」を「東毛会はるかぜ荘 グレイスホーム 太田市 渋川市 東金井町819番地 渋川4417」に改める。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111